

姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針

令和3年(2021年) 7月

姫 路 市

目次

はじめに

- 1 方針策定の趣旨 … 1
- 2 方針の位置づけ … 1

幼児教育・保育を取り巻く現状

- 1 乳幼児人口の推移 … 2
- 2 労働力率(女性)の推移 … 2
- 3 本市の就学前児童の施設利用状況 … 3
- 4 地域ブロックごとの児童数と提供体制の現況 … 4
- 5 待機児童数の推移 … 6
- 6 特別な支援を要する子どもの数 … 7

本市の就学前施設の現状と課題

- 1 就学前施設数の推移 … 8
- 2 施設の運営主体 … 9
- 3 市立幼稚園の現状 …10
- 4 市立保育所・認定こども園の現状 …12
- 5 子育て支援事業の提供状況 …14
- 6 職員数 …15
- 7 運営費等の状況 …16

市立就学前施設の在り方

- 1 就学前教育・保育の在り方 …17
- 2 市立の就学前施設の役割 …19
- 3 市立就学前施設の配置に係る実施方針 …21
- 4 今後の進め方 …22

○資料

- 策定過程 …23

はじめに

1 方針策定の趣旨

近年、急速な少子化が進む中、共働き世帯の増加、就労環境の多様化等により、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした状況の中、本市においては「姫路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、小学校就学前の子どもに対する、教育・保育及び地域の子どもの育ちや子育て支援の充実に取り組んできました。

しかしながら、就学前児童人口は減少傾向にあるため、長期的には幼稚園、保育所、認定こども園（以下「就学前施設」という。）の利用者は減少していくことが想定されるものの、女性の就業率の増加等に伴う保育需要の増大により、保育所、認定こども園では待機児童が発生する一方、市立幼稚園の園児数は減少傾向が続き、定員割れや集団の小規模化による教育的効果に課題が生じています。

また、市立幼稚園、保育所の内、建築後30年を経過した施設が全体の7割を占めており、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や改築が必要となってきます。

このような現状を踏まえ、姫路市立の就学前施設の役割や機能について整理を行い、今後の社会情勢や保育ニーズに対応した、よりよい教育・保育の質と量を確保するための規模や配置、運営方法などを中長期的な視点から一体的に検討していく必要が生じています。

そこで、令和2年7月に姫路市子ども・子育て会議に、姫路市就学前施設の在り方に関する諮問を行い、令和3年1月に答申を受けました。

本方針は、上記答申を踏まえ、これからの姫路市の就学前施設の在り方の方向性を示すものとして策定します。

2 方針の位置づけ

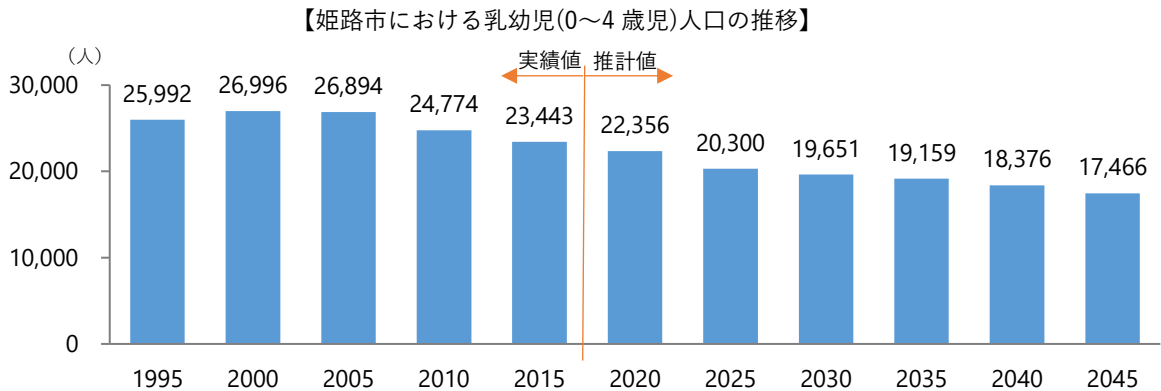
この方針は「姫路市子ども・子育て支援事業計画」、「姫路市教育振興基本計画」の推進を図るため、市立の就学前施設の今後の方向性を示すものとして策定します。

幼児教育・保育を取り巻く現状

1 乳幼児人口の推移

国勢調査の結果によると、本市の乳幼児(0～4歳)人口については平成12年(2000年)に26,996人となりましたが、その後は減少に転じており、直近の調査時(平成27年)には23,443人と13%減少しています。

今後もこの減少傾向は続くとして推計されており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和27年(2045年)には17,466人となり、平成12年比で35%減少するものと見込まれています。



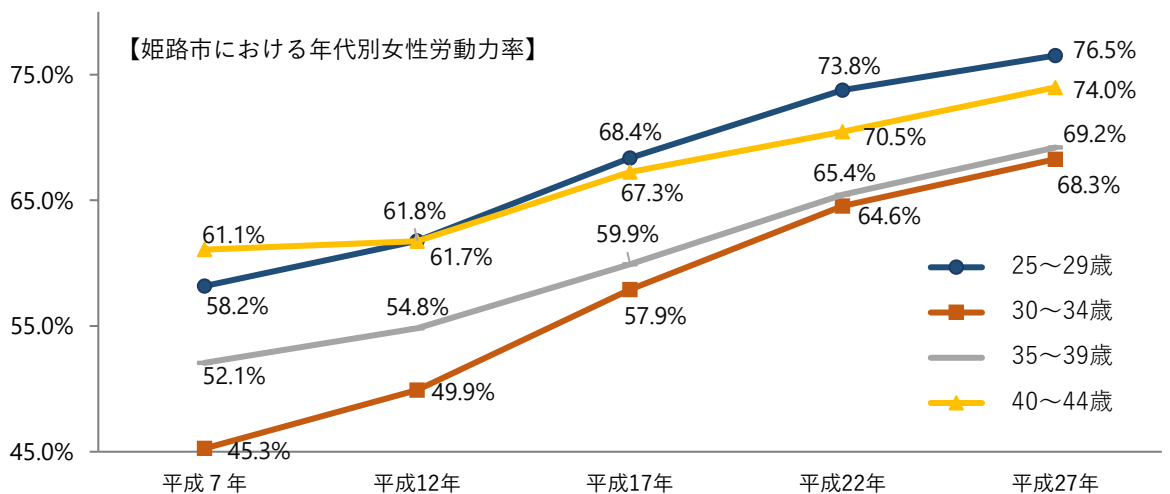
資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018年)年推計)」

2 労働力率(女性)の推移

本市における主な子育て世代の女性の労働力率(その年代で働いている人と完全失業者の人数をその年代の人口で割った値)は、すべての年代で年々ほぼ右肩上がりでも推移しています。

今後も女性の社会進出への取り組みが推進される中で、子育て世代の女性の就業率上昇の傾向が継続することが予想され、乳幼児人口が減少する中でも、保育需要が当面は増加していくことが見込まれます。

しかしながら、労働力率の平均伸び率は鈍化してきており、長期的には乳幼児人口の減少とともに保育需要も減少していくことが想定されます。

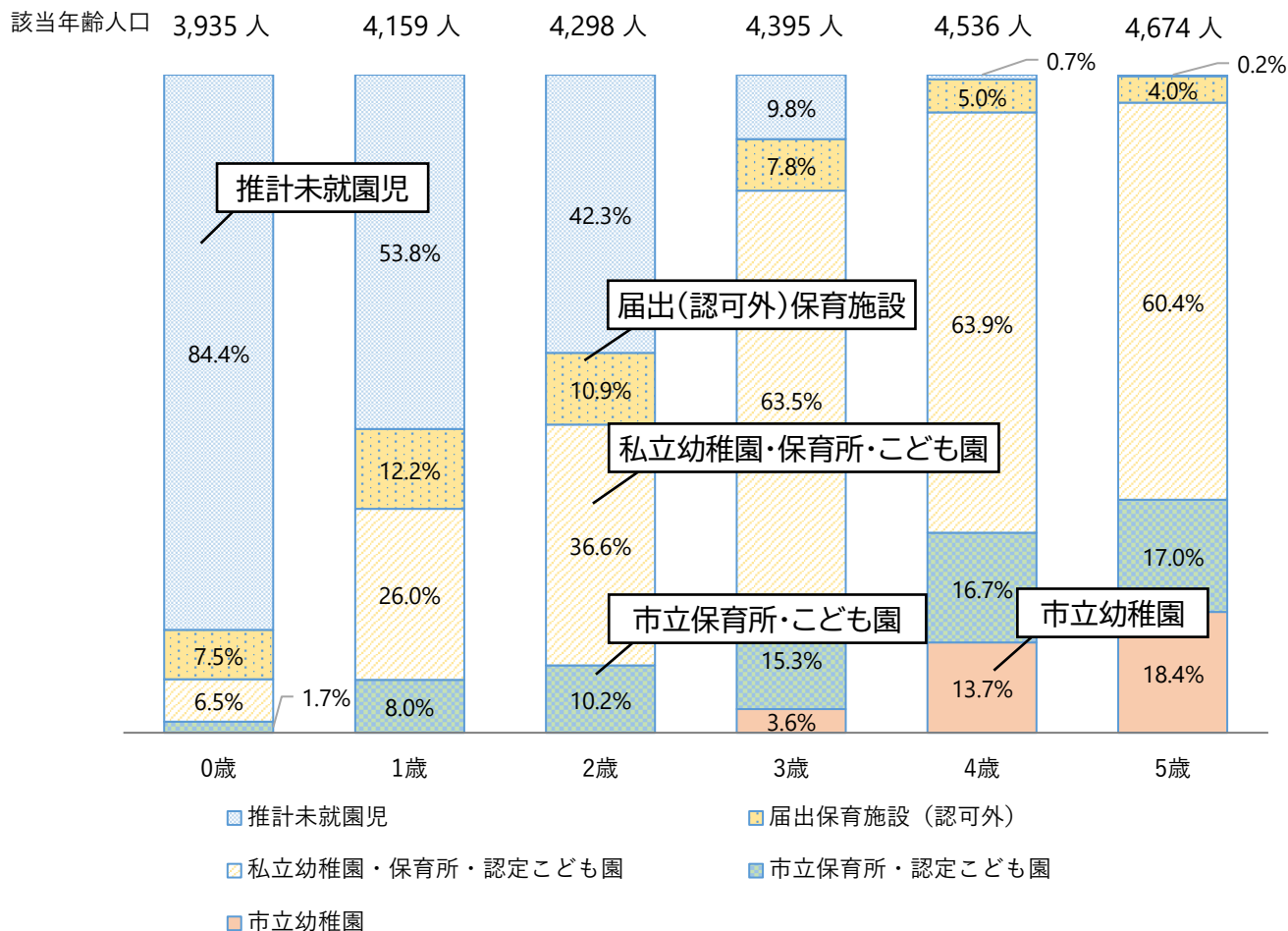


資料:国勢調査

3 本市の就学前児童の施設利用状況

就学前施設の利用割合は年齢が上がるにつれて上昇し、4・5歳ではほぼ全ての児童がいずれかの施設を利用しています。

【施設種類ごとの年齢別利用割合】



- ※ 該当年齢人口は姫路市情報政策室「町別・年齢別人口」（R2.3.31現在より）
- ※ 幼稚園の利用状況はR2.5.1現在
- ※ 保育所・認定こども園の利用状況はR2.4.1現在（他市町委託児童含む）
- ※ 企業主導型・認可外保育施設の利用状況はR1.10.1現在
- ※ 推計未就園児数は該当年齢人口から各在園者数を差し引いて推計したもの
- ※ 四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある

4 地域ブロックごとの児童数と提供体制の現況

第2期子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設の利用状況を踏まえ、教育・保育の提供区域として7の地域ブロックを設定しています。

	0歳	1歳	2歳	3～5歳(1号、2号)				
				3歳	4歳	5歳	計	
北東部	児童数	232	245	243	278	313	318	909
	実施計画上の量の見込み	16	236		274(1号) 568(2号)		842	
	実施計画上の確保の内容	43	274		425(1号) 671(2号)		1,096	
	教育保育給付認定割合	31.7%(3号)			29.8%(1号) 59.5%(2号)			
中部	児童数	872	928	945	1,045	1,062	1,070	3,177
	実施計画上の量の見込み	85	847		1,038(1号) 1,703(2号)		2,741	
	実施計画上の確保の内容	162	951		1,730(1号) 1,834(2号)		3,564	
	教育保育給付認定割合	31.5%(3号)			33.7%(1号) 53.4%(2号)			
東部	児童数	639	700	773	755	767	791	2,313
	実施計画上の量の見込み	78	706		655(1号) 1,408(2号)		2,063	
	実施計画上の確保の内容	135	620		1,020(1号) 1,388(2号)		2,408	
	教育保育給付認定割合	34.1%(3号)			28.9%(1号) 59.9%(2号)			
中部南	児童数	1,030	1,034	1,010	949	1,005	1,042	2,996
	実施計画上の量の見込み	86	803		970(1号) 1,630(2号)		2,600	
	実施計画上の確保の内容	138	736		1,156(1号) 1,429(2号)		2,585	
	教育保育給付認定割合	27.9%(3号)			32.9%(1号) 53.5%(2号)			
南西部	児童数	875	918	945	971	977	957	2,905
	実施計画上の量の見込み	90	886		931(1号) 1,691(2号)		2,622	
	実施計画上の確保の内容	164	801		1,221(1号) 1,699(2号)		2,920	
	教育保育給付認定割合	33.6%(3号)			32.8%(1号) 57.6%(2号)			
北西部	児童数	266	316	372	376	389	461	1,226
	実施計画上の量の見込み	43	362		309(1号) 841(2号)		1,150	
	実施計画上の確保の内容	101	416		596(1号) 937(2号)		1,533	
	教育保育給付認定割合	36.8%(3号)			25.4%(1号) 66.5%(2号)			
家島	児童数	21	18	10	21	23	35	79
	実施計画上の量の見込み	0	0		39(1号) 1(2号)		40	
	実施計画上の確保の内容	0	0		120(1号) 0(2号)		120	
	教育保育給付認定割合	—			57.7%(1号) 1.4%(2号)			

※ 児童数、実施計画上の量の見込み、実施計画上の確保の内容については令和2年度のもの。

※ 教育保育給付認定割合は令和元年度のブロック内の認定区分別認定者数を同年度のブロック内の該当年齢人口で除したものの。

北西部	市立	私立
保育所	1	3
幼稚園	4	0
こども園	4	7

家島	市立	私立
保育所	0	0
幼稚園	2	0
こども園	0	0

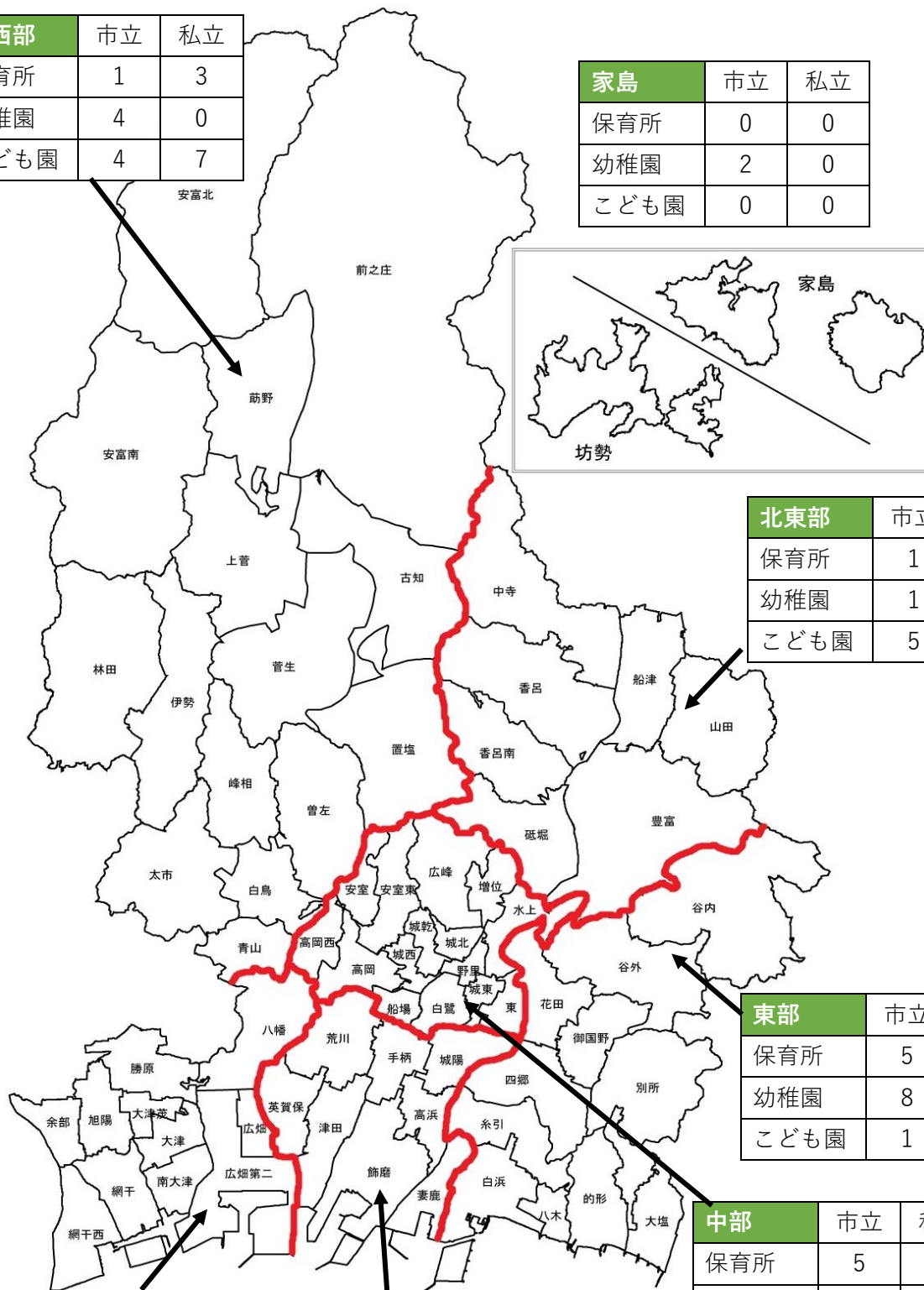
北東部	市立	私立
保育所	1	0
幼稚園	1	0
こども園	5	4

東部	市立	私立
保育所	5	6
幼稚園	8	0
こども園	1	8

中部	市立	私立
保育所	5	2
幼稚園	7	1
こども園	0	21

南西部	市立	私立
保育所	1	1
幼稚園	6	0
こども園	0	18

中部南	市立	私立
保育所	6	3
幼稚園	7	0
こども園	0	11



※令和2年4月時点

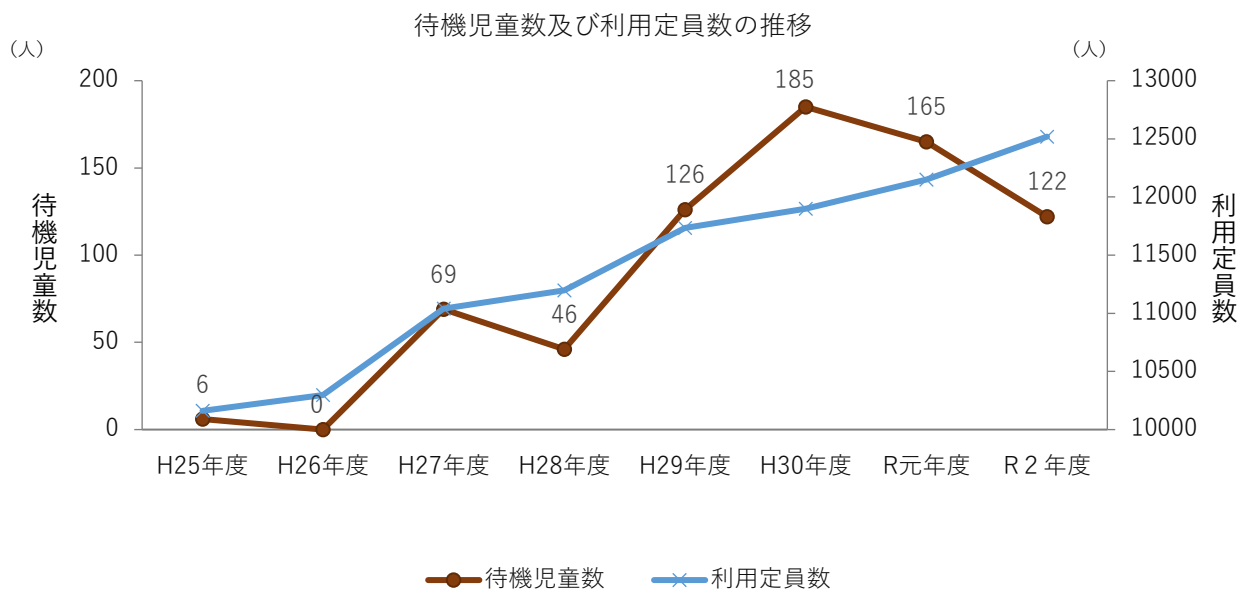
5 待機児童数の推移

本市においては、園の新設や既存施設の定員増により、提供体制の確保に取り組んできましたが、保育需要の増加等の要因により令和2年4月時点で122名の待機児童が発生しています。

全市的に見ると、1号認定については人口の減少に伴い、利用者が減少していくことが予想され、確保の内容も十分ですが、2号認定については利用者が増加していくことが予想されます。

また、提供区域ごとに見ると、提供体制に余力がある地域と、不足が見込まれる地域があり、地域による提供体制の不均衡も見られます。

引き続き待機児童の解消に向けて、提供体制を確保することが必要です。



【令和2年度年齢別待機児童数】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12人	48人	33人	25人	4人	0人	122人

【教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容（市全体）】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み	4,216	7,842	4,082	7,824	4,031	7,956	3,943	8,007	3,866	8,071
確保の内容	6,268	7,958	6,273	8,085	6,264	8,345	6,264	8,375	6,264	8,375

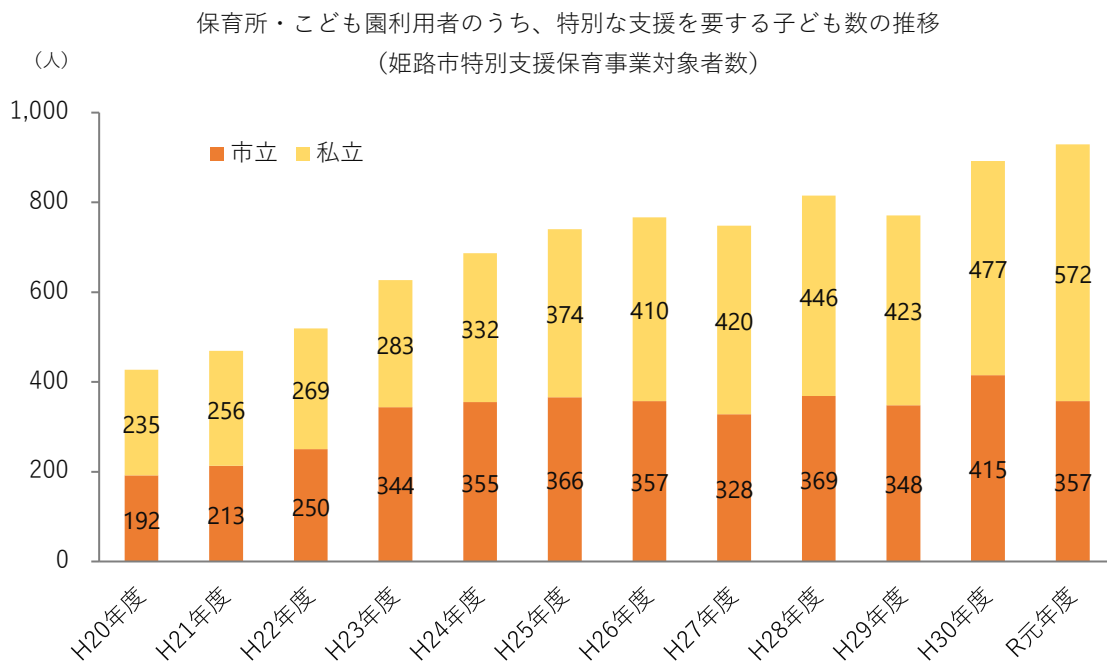
6 特別な支援を要する子どもの数

本市では、特別な支援を必要とする児童の教育・保育について様々な施策を実施してきました。

特別な支援を必要とする児童数は年々増加傾向にあり、各施設においても受け入れるために保育士を加配するなどの対応が必要となってきています。

特別な支援を要する児童の割合は平成31年度時点で、市立の保育所・こども園においては、受け入れ児童のうち約11%、私立保育所・こども園においては約5%、また市立幼稚園においては約10%となっています。

今後もニーズの増加が予想されますが、市立施設、私立施設いずれにおいても、加配する保育士等の確保が容易ではないことから、入所を断らざるを得ないケースも生じています。



各年該当者在籍施設数

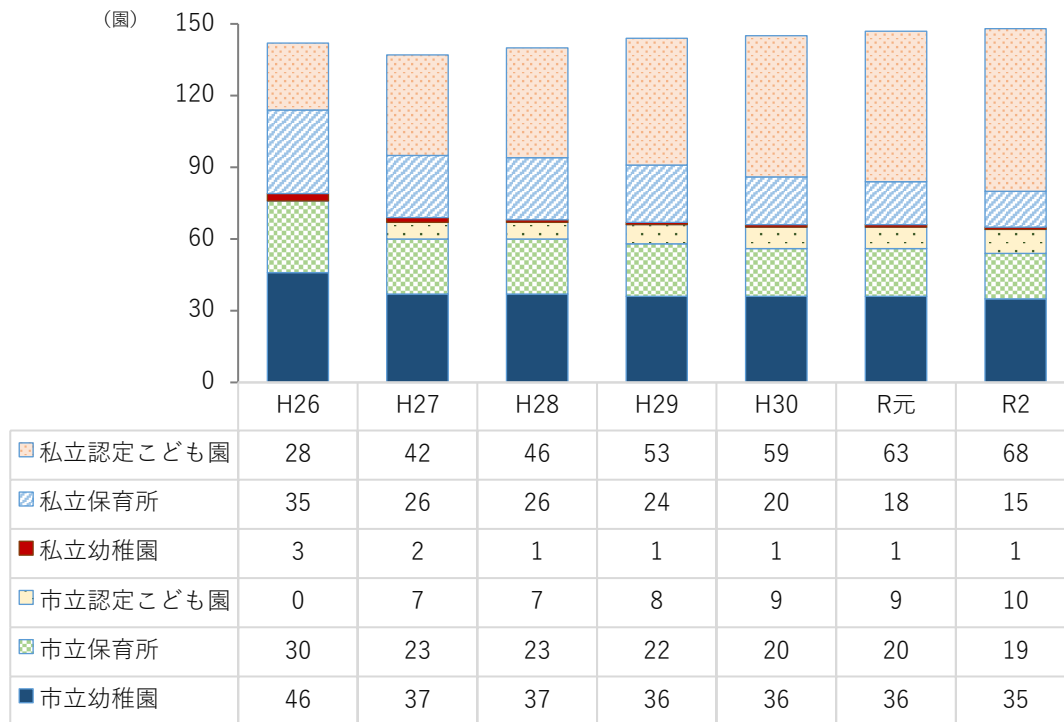
私立	47	49	45	46	46	48	49	55	52	58	59	65
市立	23	23	23	25	26	28	26	27	25	22	22	22

本市の就学前施設の現状と課題

1 就学前施設数の推移

本市の就学前施設については、子ども・子育て支援新制度の始まった平成 27 年度以降、同一小学校区に市立幼稚園と市立保育所がある地域においては認定こども園への移行を検討することとし、平成 27 年度に 7 園、平成 29 年度、令和 2 年度に各 1 園を認定こども園へと移行してきており、現在は市立幼稚園 35 園、市立保育所 19 園、市立認定こども園が 10 園となっています。

また、私立保育所・認定こども園についても平成 27 年度以降、認定こども園化が進むとともに、保育需要の増加に伴い新規開設の認定こども園が増えており、施設の総数は増加傾向にあります。



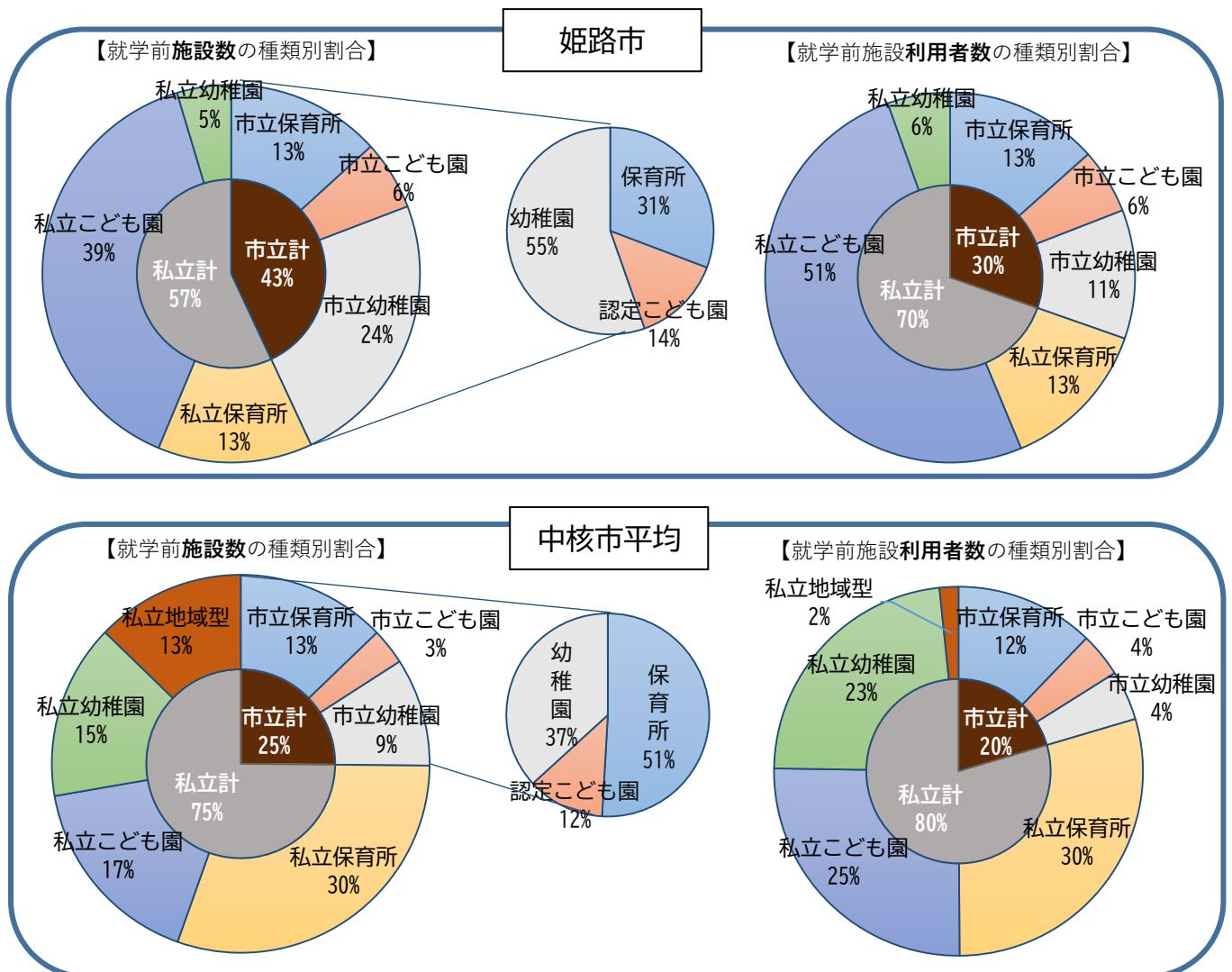
- ※ 認定こども園：保護者の就労の有無にかかわらず 0～5 歳の子どもを受け入れる施設
- ※ 保育所：保護者の就労等により保育を必要とする 0～5 歳の子どもを受け入れる施設
- ※ 幼稚園：幼児教育を希望する 3～5 歳の子どもを受け入れる施設

2 施設の運営主体

本市における教育・保育施設の市立施設、私立施設の状況及び中核市平均との比較は下記の通りとなっています。

施設種別	姫路市 (人口 537,409 人 面積 534 km ²)		中核市平均 (姫路市を除く) (人口 370,294 人 面積 405 km ²)	
	園数	利用者数	園数	(利用者数)
市立幼稚園数	36 園	1,906 人	8.4 園	389 人
私立幼稚園数	7 園	927 人	19.9 園	3,021 人
市立保育所	20 園	2,268 人	16.4 園	1,538 人
私立保育所	20 園	2,265 人	40.3 園	3,855 人
市立こども園	9 園	1号 254 人 2.3号 668 人	1.6 園	1号 60.3 人 2.3号 123 人
私立こども園	59 園	1号 2,396 人 2.3号 6,070 人	22 園	1号 1,139 人 2.3号 1,903 人

※ 私立幼稚園型認定こども園については私立幼稚園、こども園双方で計上 資料：中核市市長会「中核市都市要覧（平成30年度）」



3 市立幼稚園の現状

本市では、昭和40年代から1小学校区1園の方針により、順次市立幼稚園を整備し、昭和59年には57園、平成18年には市町合併により69園となりました。

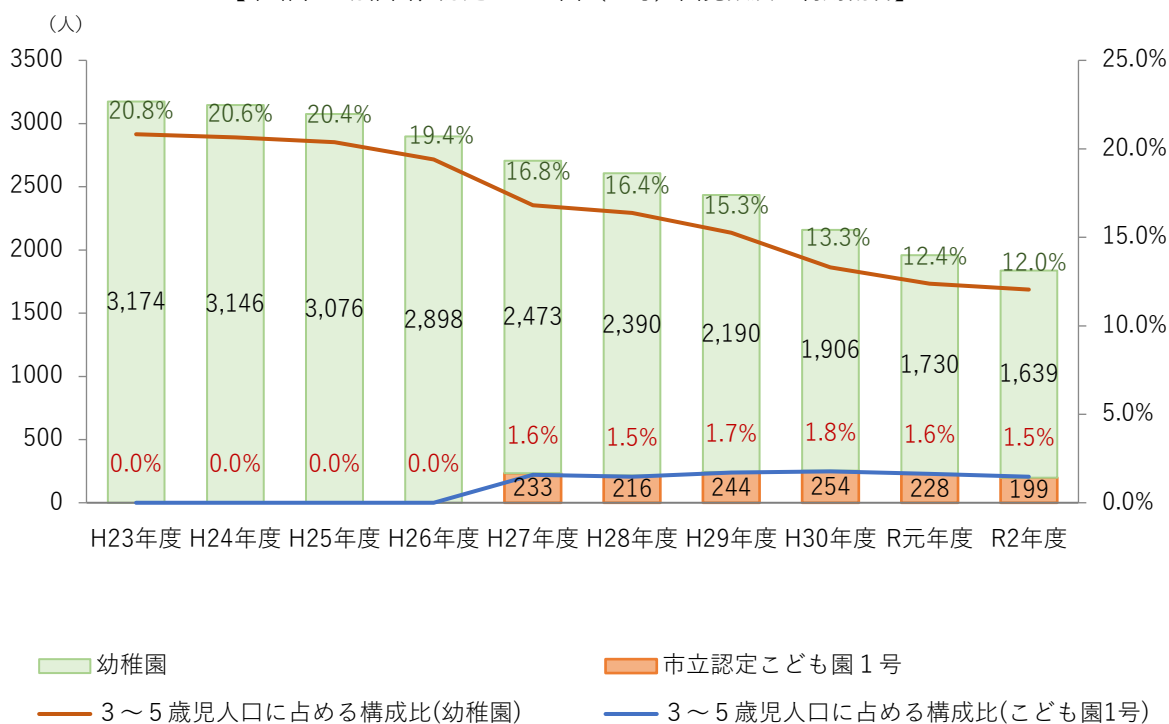
しかし、女性の社会進出の拡大や保護者ニーズの多様化、少子化の進行などにより園児数が大幅に減少したため、教育効果や行政効率の観点から、平成12年に「姫路市幼稚園教育振興計画」、平成19年に「姫路市幼稚園教育振興計画実施計画」を策定し、園児にとって望ましい集団生活をさせる観点から、学級規模を最低20人程度とすること及びおおむね1中学校区1市立幼稚園を基本とすることを方針決定し、統廃合及び認定こども園化を行いました。

その結果、現在は35園となりましたが、平成27年に始まった「子ども・子育て支援新制度」により、1号認定の子どもも受け入れる、私立の認定こども園が数多く誕生したことも影響し、市立幼稚園の園児数は減少を続けており、20人の学級規模を確保できない小規模園が増加してきています。

幼児期は、集団とのかかわりから自立心や人とのかかわる力を培い、多くの友達と接することによって互いに影響を与え合い、切磋琢磨して伸び始める時期ですが、小規模園では友達が固定化し、交友関係や遊びに広がりや深まりがみられず、「環境による教育」が難しい状況となっています。

また、施設についても昭和40年～50年代に建築されたものが多く、今後一斉に建替えや大規模改修が必要となってくることが予想されます。

【姫路市立幼稚園、認定こども園（1号）園児数及び利用割合】



○市立幼稚園一覧（令和2年5月1日時点）

S=鉄骨 RC=鉄筋コン W=木造

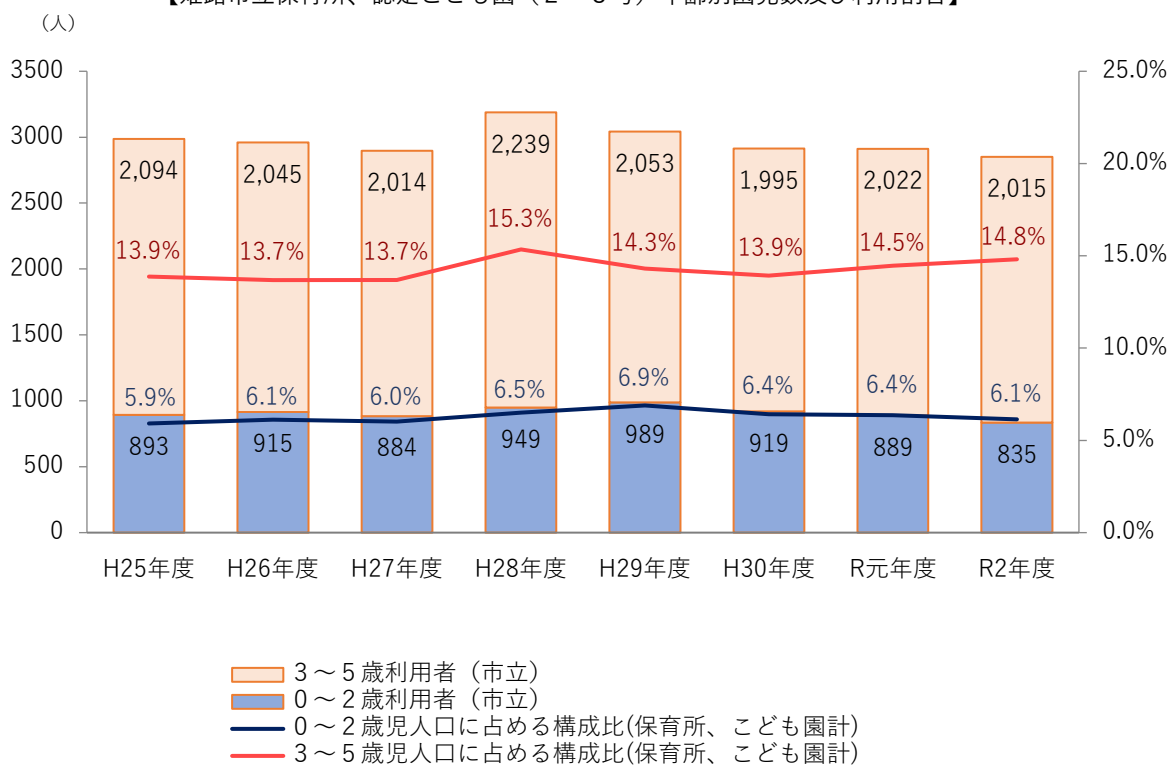
No.	園名	中学校区	ブロック	利用者数				構造	建築年
				3歳	4歳	5歳	合計		
1	水上幼稚園	増位	中部	－	10	13	23	RC	S58
2	広峰幼稚園	広嶺	中部	－	17	31	48	W	S45
3	城乾幼稚園	城乾	中部	－	6	23	29	RC	S56
4	城西幼稚園	琴陵	中部	－	13	12	25	W	S45
5	安室東幼稚園	安室	中部	20	36	42	98	RC	S52
6	高岡幼稚園	高丘	中部	－	25	36	61	S	H23
7	曾左幼稚園	書写	北西部	－	7	10	17	RC	S54
8	青山幼稚園	大白書	北西部	－	6	22	28	RC	S58
9	城東幼稚園	東光	中部	－	12	14	26	RC	S53
10	城陽幼稚園	山陽	中部南	－	25	35	60	RC	S55
11	手柄幼稚園	山陽	中部南	20	23	16	59	RC	S63
12	荒川幼稚園	山陽	中部南	－	33	35	68	S	H22
13	糸引幼稚園	灘	東部	－	34	49	83	S	H21
14	白浜幼稚園	灘	東部	20	23	36	79	RC	S56
15	高浜幼稚園	飾磨東	中部南	－	32	36	68	RC	H2
16	飾磨幼稚園	飾磨中部	中部南	20	24	45	89	RC	S49
17	津田幼稚園	飾磨西	中部南	－	24	35	59	W	S47
18	英賀保幼稚園	飾磨西	中部南	20	30	35	85	RC	S55
19	八幡幼稚園	夢前	南西部	20	24	34	78	W	S47
20	広畑第二幼稚園	広畑	南西部	－	21	30	51	RC	S56
21	大津幼稚園	大津	南西部	－	41	43	84	RC、S	H1
22	網干幼稚園	網干	南西部	－	13	11	24	RC	S59
23	勝原幼稚園	朝日	南西部	－	18	20	38	RC	S57
24	旭陽幼稚園	朝日	南西部	－	15	22	37	RC	S54
25	豊富幼稚園	豊富	北東部	－	3	7	10	RC	S57
26	谷外幼稚園	城山	東部	－	9	18	27	RC、W	S45
27	花田幼稚園	花田	東部	19	7	16	42	W	S45
28	御国野幼稚園	東	東部	19	24	18	61	W	S49
29	四郷幼稚園	四郷	東部	－	4	8	12	RC	S56
30	別所幼稚園	東	東部	－	27	35	62	RC	S55
31	大塩幼稚園	大的	東部	－	1	19	20	RC	S55
32	家島幼稚園	家島	家島	－	5	12	17	S	H15
33	坊勢幼稚園	坊勢	家島	－	18	21	39	S	H12
34	置塩幼稚園	置塩	北西部	－	0	4	4	W	H3
35	菅生幼稚園	菅野	北西部	－	12	16	28	S	H8
	合計			158	622	859	1,639		

4 市立保育所・認定こども園の現状

市立保育所・認定こども園は平成18年の市町合併により34園となりましたが、その後、統廃合により、令和2年現在、保育所19園、認定こども園10園の合計29園が設置されています。利用者数は概ね一定数で推移しています。

なお、施設については幼稚園同様、昭和40年～50年代に建築されたものが多く、今後一斉に建替えや大規模改修が必要となってくるものと思われます。

【姫路市立保育所、認定こども園（2・3号）年齢別園児数及び利用割合】



※ 他都市からの受託児童除く

○市立保育所・認定こども園一覧（令和2年4月1日時点）

S=鉄骨 RC=鉄筋コン W=木造

No.	園名	中学校区	ブロック	利用者数							構造	建築年
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	若草保育所	東	東部	1	7	17	19	20	22	86	RC	S48
2	豊富保育所	豊富	北東部	1	7	8	17	21	24	78	RC	S58
3	大塩保育所	大的	東部	3	16	20	20	25	29	113	RC	S52
4	めぐみ保育所	飾磨中部	中部南	3	15	17	30	28	30	123	RC	S53
5	飾磨保育所	飾磨東	中部南	4	19	23	30	29	30	135	RC	H23
6	伊勢保育所	林田	北西部	0	2	6	7	6	8	29	S	S50
7	四郷和光保育所	四郷	東部	6	14	22	34	23	35	134	RC	H17
8	花田保育所	花田	東部	3	11	12	15	21	17	79	RC	S42
9	高岡保育所	高丘	中部	8	21	23	40	49	48	189	RC	H15
10	中央乳児保育所	高丘	中部	6	23	24	0	0	0	53	RC	H4
11	中央保育所	琴陵	中部	3	15	21	38	31	37	145	S	H28
12	城陽保育所	山陽	中部南	4	17	27	36	43	54	181	RC	S47
13	手柄保育所	山陽	中部南	1	7	13	30	24	29	104	RC	S48
14	飾磨西保育所	飾磨中部	中部南	3	13	14	14	21	21	86	RC	S50
15	城東保育所	東光	中部	3	14	18	20	23	23	101	RC	S51
16	市川台保育所	東光	中部	2	15	18	29	27	26	117	RC	S51
17	高浜保育所	飾磨東	中部南	0	8	24	36	30	39	137	RC	S51
18	広西保育所	広畑	南西部	2	13	24	30	26	27	122	RC	H26
19	御着保育所	東	東部	0	9	11	15	18	16	69	S	S52
20	太市こども園	大白書	北西部	0	6	4	12	12	17	51	S	H20
21	山田こども園	神南	北東部	0	3	6	11	7	9	36	S	S54
22	船津こども園	神南	北東部	0	8	2	14	16	16	56	RC	S45
23	的形こども園	大的	東部	2	13	14	21	35	26	111	RC	S55
24	林田こども園	林田	北西部	2	4	8	13	18	18	63	S	H25
25	砥堀こども園	増位	北東部	3	10	11	16	18	20	78	S	H26
26	前之庄こども園	鹿谷	北西部	0	5	13	13	15	15	61	S	H28
27	香呂こども園	香寺	北東部	1	12	18	28	29	36	124	RC	H25
28	安富こども園	安富	北西部	2	15	14	18	24	34	107	S	H30
29	中寺こども園	香寺	北東部	4	13	13	22	35	23	110	S	R2
	合計			67	335	445	628	674	729	2,878		

※ こども園については1号認定児童を除く

※ 他都市からの受託児童含む

5 子育て支援事業の提供状況

教育・保育ニーズの多様化により、各施設において様々な子育て支援事業が実施されています。各事業の提供体制については、計画上は充足しているものの、調査においても一定のニーズが確認されています。

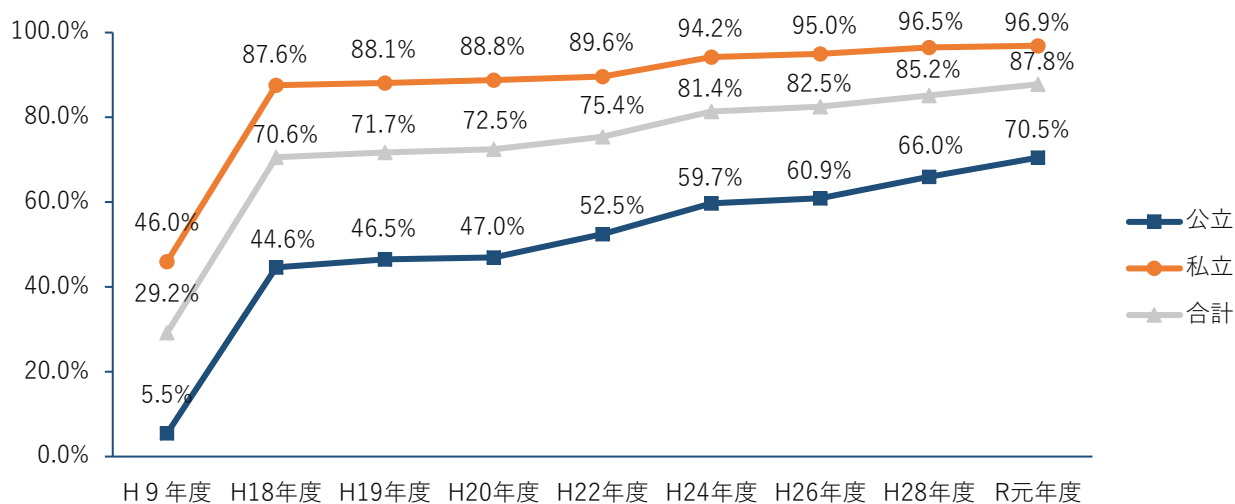
市立施設において実施体制を拡充するためには、さらなる保育人材の確保や財政措置、また、事業によっては保育室の確保といった課題も生じます。

市立、私立施設における保育サービスごとの提供施設数

		預かり保育※	延長保育※	一時保育※
市立	実施施設/対象施設	10/45※ ¹	16/29※ ²	2/29
	(実施割合)	(22%)	(55%)	(7%)
私立	実施施設/対象施設	69/69	73/83	26/83
	(実施割合)	(100%)	(88%)	(31%)

- ※ 預かり保育：1号認定児童について、教育標準時間を超えて預かる事業
- ※ 延長保育：2、3号認定児童について、保育標準時間を超えて預かる事業
- ※ 一時保育：保育認定を受けていない児童について一時的に預かる事業
- ※ 1 市立幼稚園・認定こども園の計
- ※ 2 市立保育所・認定こども園の計

幼稚園における預かり保育実施状況（全国）



資料：文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」

6 職員数

わが国では労働人口の減少とともに、働き手不足の問題が顕在化してきており、その中でも保育士については、人材不足が待機児童発生の一因となっていることが指摘されるなど、深刻な問題となっています。

本市においては、継続的に幼稚園教諭・保育士の採用を行ってきており、現在本市の市立教育・保育施設には、正規職員が367名配置されていますが、提供体制を確保するために不足する人員を補うために、非正規の職員を407名配置しています。

しかし、長期的には少子化により事業が縮小して行くことが見込まれることから、正規職員の大幅な増員は難しく、また、非正規の職員についても、他都市や、私立施設との競合により確保が難しくなっています。

その結果、児童の受入れに影響が生じることも懸念されます。

また、職員の年齢構成にも偏りがあることから、管理職の確保にも課題が生じてきています。今後も限られた人員の中で、保育ニーズに合わせたサービスを提供する体制を整える必要があります。

市立施設における幼稚園教諭・保育士数（令和2年4月時点）

(人)

	園長	正規職員 (園長除く)	非正規職員※
幼稚園	35	69	41
保育所・こども園	29	234	366

※ 短時間勤務職員、保育士資格が不要の延長保育パート職員等含む

7 運営費等の状況

(1) 運営費に係る市の財政負担

就学前施設の運営経費は、保育料（利用者負担）に加え、公費（国、県、市の財政負担）により賄われています。

市立幼稚園 35 園の 1 年間の運営に要する経費は、令和元年度決算によると、建設費を除く管理費だけで約 8 億 5 千万円となっていますが、令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化により保育料の収入は無くなっているため、そのほとんどを市が負担することとなります。

また、保育所・認定こども園についても同様に、市立施設については、利用者負担を除いた大半を市が負担している一方、私立保育所・認定こども園の運営に要する経費については、国及び県の負担金があるため、本市の負担割合は 4 分の 1 となっています。

幼児教育・保育をコスト面だけで図ることはできませんが、コスト意識を持った運用により、限られた予算で幼児教育・保育のニーズを充足し、質の向上を図るといった視点も必要となるものと考えます。

【運営経費イメージ】			
市立	市負担		保育料※ (利用者負担額)
私立	市負担 1 / 4	県負担金 1 / 4	国負担金 1 / 2
			保育料※ (利用者負担額)

※保育料については 0～2 歳のみ

(2) 整備費に係る市の財政負担

本市の市立幼稚園及び保育所の施設は、建築後 30 年以上経過している施設が 7 割を超えるなど、老朽化が進行しており、今後、それらの施設の建替えや、大規模改修が必要となってくることが予想されます。

施設整備費についても運営費と同様、市立施設については、その多くを市が負担しなければならないのに対し、私立施設に対しては、国からの交付金制度が充実しており、現在の実施計画に基づく整備の場合、市の財政負担は全体の 12 分の 1 程度の負担で抑えられるようになっています。

【整備費イメージ】			
市立	35%	15%	40%
	施設整備事業債（一般財源化分）		社会福祉整備事業債
			10%
			一般財源
	市負担分		
私立	2 / 3		1 / 12
	保育所等整備交付金		事業者負担
			1 / 4
			市負担分

市立就学前施設の在り方

本市においては、子ども・子育て支援事業計画において示された「安心して子供を産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまち 姫路」という基本理念のもと、「だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」、「次代を担う子どもたちの人間性豊かな成長を育む環境づくり」、「すべての子どもと子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる環境づくり」という3つの基本目標を定めております。

同計画を推進するとともに、今後も、子育てを取り巻く社会情勢が変化していくなか、本市が抱える課題の解決を図り、時代の潮流に応じた、適切な就学前教育・保育を持続的に実施していくために、市立就学前施設の在り方について以下のように考えていきます。

1 就学前教育・保育の在り方

乳幼児期における教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

本市のすべての子どもが、保護者の就労状況や家庭環境に関わらず、同年代の子どもたちとの関わりの中で共に遊び、学び合い、共に育つことができ、また安心して過ごせる環境を整備するために、目指す方向性とその実現に向けた考え方を次のとおりとします。

目指す方向性

- 生涯にわたる「生きる力」の基礎を培う就学前教育・保育の質の確保
- すべての子どもが安心して快適に利用できる施設の整備
- 市立施設の役割の明確化とその役割を果たすための体制の構築
- 施設種別、公私の別に関わらず「姫路の子ども」を育む体制の構築

(1) 望ましい集団規模での幼児教育の実施

就学前施設において、幼児は多数の同年代の幼児と関わり、協力して活動に取り組み、ときには折り合いをつける経験を通して、主体性や社会的態度を身に付けていきます。近年、兄弟姉妹数の減少や近隣の幼児と関わる機会が減少していることを踏まえると、就学前施設において一定規模の集団の中で生活し、友達との遊びを通して規範意識の芽生えや協同性を育むなど「生きる力」の基礎を培う役割は大きいと考えられることから、施設の集約等により望ましい集団規模での幼児教育の環境を作ります。

(2) 施設の建替えと教育・保育ニーズに合った施設への移行

市立の就学前施設については建築後40年以上経過している施設も多く、施設の建替えを検討する時期が迫っています。子どもたちが生活時間の大半を過ごす就学前施設が、安心して快適なものとなるように施設整備を行っていきます。なお、整備に当たっては将来世代への負担に配慮します。

また、1号認定の提供体制には余剰がある一方、保育利用である2号認定については提供体制が不足する地域もあるなか、今後も利用者の増加が予想されており、待機児童については、そのほとんどが3歳未満の3号認定児童となっています。そのため、1号認定児童のみが利用できる幼稚園から、認定こども園への移行を進めることで、親の就労の有無や子どもの年齢に関わらず教育・保育施設を利用できる環境を作ります。

(3) 市立施設の統合再編による職員の集約化と各園の体制強化

市立の就学前施設においては、特別な支援を要する児童の受入れや、子育て支援、地域との連携などにも取り組んできましたが、対象件数の増加や、各園における職員不足などにより、現場の職員の負担は大きく、全てに対応することが困難となってきています。今後も市立施設に求められる役割を果たしていくために、職員を集約し、今まで以上に保護者や子どもに向き合える体制を強化していきます。

(4) 姫路市全体の教育・保育の質の向上

姫路市のすべての子どもに対する就学前教育・保育の充実を図るためには、市立幼稚園・保育所・認定こども園だけではなく、私立の就学前教育・保育施設も含めた姫路の就学前施設全てが、就学前の子どもの育ちを支えるという共通の理念のもとに、協働して取り組むことが求められます。

本市では、これまでも私立施設と協同で「姫路市保幼小連携教育カリキュラム」を策定するなど、親の就労の有無や居住地により、選択する施設が異なっていたとしても、姫路市が目指す幼児期の教育が実現できるよう努めてきました。今後も、市立と私立の連携の強化を図り、姫路市全体の教育・保育の質の向上に努めます。

また、市立施設においても、市長部局と教育委員会事務局の更なる連携・協力により、現在実施している人事交流等に加え、幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育所のお互いの役割や専門性などを相互理解するための合同研修の充実や、認定こども園において、市立幼稚園で培った幼児教育の経験やノウハウが今まで以上に活かせる体制の構築に努めます。

2 市立の就学前施設の役割

本市においては市立の就学前施設と私立の就学前施設が相互に連携を図りながら、本市の幼児教育・保育の振興に努めてきました。

市立の就学前施設においては、スタンダードな幼児教育・保育の推進や、地域における子育て支援や特別支援教育・保育の充実、保幼小連携の推進などに取り組んできたところです。

また、私立の保育所、認定こども園においては、多様なカリキュラムを提供し、特色ある教育・保育に取り組んできており、現在でも就園児の7割は私立施設を利用するなど、本市における教育・保育の提供主体として大きな役割を果たしています。

今後も、子育て世代を取り巻く環境が大きく変化し、保護者の教育・保育ニーズが多様化するなか、限られた人員や財源で、利用者のニーズに合わせた機能の充実や施設の改修等を行うために、市立就学前施設の役割を明確化し、それ以外の部分については、私立施設の力を活用することで、市全体の更なる教育・保育の充実を図ることが必要です。

市立の就学前施設においては、私立施設と今まで以上に連携、協力をしながら、これまで培ってきた専門的な知識や経験を基に、本市全体の幼児教育・保育の向上に努めるという視点から、地域における幼児教育・保育の拠点施設として次のような役割を果たしていきます。

(1) 行政機関としての公共性、公平性と標準的な教育・保育の実施

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいたスタンダードな教育・保育の実践に取り組むとともに、幼児を取り巻く諸課題に対応する保育の実践、研究に取り組み、私立施設も含めた地域の基準となることで、本市全体の幼児教育・保育の質の維持・向上に寄与します。

また、保幼小連携を推進するため、従前から市立、私立あるいは幼稚園、保育所に関わらず、就学前施設から小学校への円滑な接続に向けた連携プログラム等を作成してきており、今後もこれまで培ってきた小学校や地域との繋がりを活かし、地域の就学前施設と小学校や地域を繋ぐハブとしての役割を果たします。

(2) 教育・保育行政に必要な人材の育成

市立施設が蓄積してきた知識、経験、ノウハウ等（教育・保育技術）を継承するとともに、現場での実践に基づき、教育・保育行政における企画立案、研修、監査、その他支援業務を担える職員を育成します。

(3) 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育

特別な配慮を必要とする子どもへの適切な指導や支援を充実させるため、実践的な研修や体験を積み重ねるとともに、同じ市立施設である小学校や総合福祉通園センターなどとも密接に連携を図り、その支援の在り方等を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有していきます。

(4) 地域の子育て支援拠点としての役割

就学前施設には子育て支援の役割があり、各地域で園庭開放やふれあい保育等を実施することにより、在宅児童の施設体験、子育てに関する相談や助言、幼児教育・保育について発信したり、保

護者同士での交流を促進したりする取組みを行っています。今後も、地域共同体の機能が低下していく中で、子育ての孤立化を防ぐために、相談相手やリフレッシュの場を提供する事業を行います。

(5) 教育・保育機会を保障する役割

私立施設が設置されていないなど、幼児教育・保育施設の提供体制が十分ではない地域においては、市立の施設がその役割を担います。

3 市立就学前施設の配置に係る実施方針

就学前教育・保育の在り方の実現を図るため、以下のとおり取り組んでいきます。

- ① 近隣に市立幼稚園及び市立保育所がある場合は原則認定こども園への移行を行う。

現在の子ども・子育て支援事業計画において示されている「市立幼稚園と市立保育所の幼保連携型認定こども園化を検討する」という方針に基づき、今後も対応が可能となった園から順次認定こども園化を進めていきます。

- ② 子どもたちにとって望ましい集団規模で活動できる環境を作るため、園児の数が一定数に満たない市立幼稚園については、近隣の市立又は私立園との統合再編を行う。

一定規模の集団の中で生活し、友達との遊びを通して規範意識の芽生えや協同性を育むなど「生きる力」の基礎を培う役割は大きいと考えられることから、3年連続して4歳児の園児数がおおむね20人未満となっている幼稚園については、翌年度は新たに園児の募集を行わず、在園児が卒園するタイミングで統合再編を実施することを原則とします。ただし、実施に当たっては、周辺の市立及び私立施設での提供体制など地域の実情を勘案しながら行うこととします。

- ③ 上記①②を実施するに当たり、園舎の建替えが必要となる場合、及び市立就学前施設の老朽化に伴い園舎の建替えが必要となる場合については、私立認定こども園としての整備について積極的に検討する。

必要な施設の整備を全て市立施設として行う場合、数十億円もの費用が想定されます。その大部分は地方債（借金）で賄うこととなり、施設の維持管理費も含め、将来にわたり大きな費用負担を残すこととなります。今後、急速な少子化も見込まれる中、適切な公共施設の在り方についても考慮する必要があるものと考えます。

そのため、新たな施設整備に際しては、国の補助金を活用することができる私立による整備を積極的に検討することとします。また、余剰の生じている1号認定の提供体制を待機児童の発生している2、3号に振り替えるという観点から、幼稚園については、園舎の建替えに合わせ、認定こども園とすることも併せて検討します。

なお、施設整備を実施する法人の選定に当たっては、外部有識者も含んだ選定委員会により公平性・透明性を確保したうえですべての児童の最善の利益を優先する事業者を選定します。また、協定により一定程度市が運営に関与することができる公私連携施設*の活用についても、状況に応じ検討します。応募する事業者が無いなど、法人が選定できない場合については、提供体制上の必要性等により、市立施設としての整備の要否を判断します。

※公私連携施設

市が設置・運営主体である民間法人と連携し、土地や建物などの設備の貸付け、譲渡など設置の支援をしつつ、一方で、法人と協定を締結することで、提供する教育・保育や子育て支援事業の内容について市が関与をする形態の施設。

④ 市立施設の役割として、各地域ブロックにおいて必要な施設は存続させる。

市立施設としての役割を果たすとともに、市立施設を選択できる体制を維持するために、子ども・子育て支援事業計画における各地域ブロック内において、必要な市立の就学前施設を地域における幼児教育・保育の拠点施設として存続させることとします。

⑤ 統合再編の結果、存続する市立幼稚園においては、3歳児保育等の導入を検討する。

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化において、3歳児以上については利用料が無償となりましたが、これは3歳以上の子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するという趣旨であると考えられることから、すべての3歳児が入園できる提供体制を確保することを目指します。

そのため、市立幼稚園においても、地域での3歳児のニーズの把握に努めるとともに、提供体制や保育室の状況等を踏まえ、3歳児保育の導入について検討を行っていきます。また、保護者ニーズの高い預かり保育についても、社会情勢の変化を踏まえ、保育人材の確保に合わせ、実施に向けた具体的な検討を行っていきます。

4 今後の進め方

姫路市の未来を担う就学前のすべての子どもたちの健やかな成長のために、発達段階に応じた質の高い教育・保育を行うための環境を将来にわたって整えていくことが重要です。

本方針は、就学前人口の減少や保育ニーズの増大などの社会情勢の変化と、施設の老朽化など本市の抱える課題に対応するための考え方を、中長期的な視野に立って示したものです。

今後、具体的な検討を進め、本方針に基づき取組みを進めていく対象施設や実施内容、実施時期を示した計画を策定し、保護者や地域の方に対し、進め方やスケジュールなどについて説明を行っていくこととします。

なお、待機児童問題や施設の老朽化など、現時点の子どもを取り巻く課題に対応するため、スピード感を持って取り組むことも必要となることから、計画の作成にあたっては、本方針で示された課題等を基に、対象となる施設について優先順位をつけ、段階的に進めてまいります。

また、社会情勢や国の制度の動向も注視し、本方針に大きく影響を及ぼすような変化が生じた場合には、必要に応じて本方針を見直します。

○資料

策定過程

会 議	項 目
第 1 回姫路市子ども・子育て会議 (令和 2 年 7 月 14 日)	・就学前施設の在り方について (諮問) 分科会委員 1 0 名選出
第 1 回在り方検討分科会 (7 月 31 日)	・分科会規程の策定について ・姫路市就学前施設の現状と課題について
第 2 回在り方検討分科会 (8 月 25 日)	・施設種別の比較について ・各ブロックの状況について
第 3 回在り方検討分科会 (9 月 24 日)	・市立教育・保育施設現地視察
第 4 回在り方検討分科会 (9 月 30 日)	・私立施設について ・公立施設の役割について
第 5 回在り方検討分科会 (10 月 29 日)	・公立施設の現場から見た現状と課題について ・第 4 回までの在り方検討分科会での主な意見等について ・姫路市就学前施設の今後の方針について
第 6 回在り方検討分科会 (11 月 24 日)	・姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針について
第 2 回姫路市子ども・子育て会議 (令和 3 年 1 月 27 日)	・姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針について (答申)